

日中韓三カ国会議報告

ASBJ 常勤委員 せきぐち ともかず
関口 智和

1. はじめに

2014年11月23日に、第14回日中韓三カ国会計基準設定主体会議（以下「本会議」という。）が、中国の深圳において開催された。本会議は、アジアの近隣三カ国の会計基準設定主体者間で、内外の様々な問題について認識を共有し、意見交換を行うことを目的としてスタートしたもので、今回で14回目となった。

本会議には、中国から中国財政部会計司の Liu Guangzhong 副司長、韓国から韓国会計基準委員会（KASB）の Jee In Jang 委員長以下が出席したほか、企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小野委員長、小賀坂副委員長、筆者の3名が出席した。また、国際会計基準審議会（IASB）から鷲地理事及び Chungwoo Suh 理事、香港公認会計士協会から Clement Chan 委員長、マカオ監査人会計士登録委員会から Yung Chi Chung 委員等のオブザーバーが参加し、総勢30名程度による議論が行われた。

2. 議論の概要

本会議においては、三カ国の代表者から、会

計基準に関する各国の動向について近況報告がされ、当委員会からは、修正国際基準の開発状況等について情報提供を行った。また、IASBで審議されている次のプロジェクトについて各基準設定主体による考え方について意見交換や質疑応答が行われた。各プロジェクトに関する議論の概要は、次のとおりである。

(1) 概念フレームワーク

IASBによって審議が行われている概念フレームワークのプロジェクトについて、当委員会の代表者がリードする形で議論が行われた。議論においては、IASBによる暫定決定について、特に、認識の閾値に関する点について懸念が共有されたほか、当期純利益の情報の重要性やその他の包括利益（OCI）のリサイクリングの必要性等についても見解が共有された。

(2) リース

IASBによって審議が行われているリースのプロジェクトについて、中国の代表者がリードする形で議論が行われた。議論においては、リースの定義についてなお改善の余地がある旨や、借手の会計処理モデルについて一層の検討が必要である旨について見解が共有された。

(3) 保険契約

IASBによって審議が行われている保険契約のプロジェクトについて、韓国の代表者がリードする形で議論が行われた。議論においては、一部の有配当契約について非金融面のインプットだけでなく、金融面のインプットによる影響についてもアンロックした方が適切な場合もある旨について見解が共有された。また、簿価利回り法の適用範囲や経過措置のあり方について見解が表明されたほか、契約上のサービスマージンの表示のあり方についても当委員会の代表者から問題提起がされたうえで意見交換が行われた。

(4) 開示に関する取組み

IASBによって審議が行われている開示に関する取組みのプロジェクトについて、中国の代表者がリードする形で議論が行われた。議論においては、IASBによる検討が行われているIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂内容について、一部懸念が表明されたものの、全般的に賛同するという旨の見解が共有された。また、重要性(materiality)の適用のあり方を改善するための取組みについては、IASBの取組みについて方向性としては賛同する旨の見解が共有されたうえで、追加的な提案が示された。また、IFRSに基づいて作成された企業の財務諸表における開示が、必ずしも効果的なコミュニケーションのツールでなくなっている旨が指摘されたうえで、今後の見直しの方向性について幾つかの提案がなされた。

(5) 持分法

IASBによってリサーチ活動が行われている持分法のプロジェクトについて、韓国の代表者がリードする形で議論が行われた。議論においては、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の問題点について、KASB

において作成されたりサーチ・ペーパーについて説明がされたうえで、議論が行われた。議論においては、持分法の会計処理について、連結財務諸表における関連会社に対する持分法の適用と個別財務諸表における子会社に対する持分法の適用については峻別して考えるべき等の見解が示された。また、連結財務諸表における関連会社に対する持分法についての考え方について、一行連結として捉えるべきか、測定として捉えるべきかも含め、それぞれの見解が示された。

(6) 共通支配下の企業結合

IASBによってリサーチ活動が行われている共通支配下の企業結合のプロジェクトについて、当委員会の代表者がリードする形で議論が行われた。議論においては、共同支配下の企業結合における取得企業、被取得企業、共通支配下の企業を支配する企業のそれぞれにとってあるべき会計処理について、どのような考え方によることが適切か等について議論がされた。議論においては、特に取得企業の会計処理について、異なる考え方により、異なる見解に至っていることが確認された。

3. その他

会議の閉会に当たり、三カ国の代表者は今後の取組みに関して、次の事項について合意した。

- IASBで行われている主要なプロジェクト(概念フレームワーク、保険契約及びリースを含む)を引き続き注視するとともに、単一で高品質なグローバルな財務報告基準の開発に向けて共同で貢献していくことに引き続きコミットすること
- アジア・オセアニア会計基準設定主体グルー

プ（AOSSG）による将来の戦略の開発において、アジア・オセアニア地域内の会計基準設定主体の中で主導的な役割を果たすこと

- IFRS の基準開発プロセスへの関与のあり方をさらに改善していくため、IFRS 財団による将来のガバナンス改革レビューに関し、三カ国による連携や協力関係を強化すること
- 次回の会議は、2015年11月23日に韓国で開催されることが予定されている。